

1

幼稚園、保育所、児童福祉施設等

1) 幼稚園と保育所の違い

法律・制度上の違い

幼稚園と保育所*は、どちらも小学校就学前の児童を保育する場所ですが、表1-1に示すように法律上や制度上で異なる点があります。

幼稚園は、学校教育法第22条の「幼児を保育し、（…中略…）適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」という規定に基づいて設置されている「学校」の1つです。「文部科学省」（以下、「文科省」とします）が管轄省庁で、教育が目的の中心です。

一方、保育所は、児童福祉法および子ども・子育て支援法等に基づいて設置されている「児童福祉施設」の1つです。「厚生労働省」（以下、「厚労省」とします）が管轄省庁で、福祉が目的の中心です。

*「保育園」とする場合も多いが、法令上の名称は「保育所」であり、「保育園」は使用されない。本書では、法令で使用される「保育所」と表記する。

表1-1 幼稚園と保育所の主な違い

	幼稚園	保育所
管轄	・文部科学省	・こども家庭庁
法律	・学校教育法第1条・77条	・児童福祉法第7条・39条
目的	・幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（第22条）	・保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと。（第39条）
施設の種別	・学校	・児童福祉施設
対象児	・満3歳から小学校就学までの幼児	・0歳から小学校就学までの乳幼児
教育・保育時間	・毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 ・幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること（幼稚園教育要領「第1章 第2 教育課程の編成」）。	・1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第34条）。 ・延長保育、夜間保育、休日保育などのサービスがある。
保育担当者	・幼稚園教諭	・保育士
保育内容	・幼稚園教育要領	・保育所保育指針
保育者数 ：児童数	1：35 ・1学級当たり児童35人以下 ・各学級専任の教諭1人以上	0歳児 1：3 1～2歳児 1：6 3歳児 1：20 4～5歳児 1：30
職員配置基準	(1) 必置職員 ・園長・教諭・学校医等 (2) 例外的に置かなければならないことができる職員 ・教頭 (3) 置くように努める職員 ・養護教諭等	(1) 必置職員 ・保育士・嘱託医 (2) 例外的に置かなければならないことができる職員 ・調理員

保育時間、入園年齢の違い

保育時間は、幼稚園は4時間、保育所は8時間が標準です。近年では、保育時間外の「預かり保育」「早朝・延長保育」を実施している幼稚園、保育所が多くあります。

幼稚園には満3歳（誕生日を迎えて満3歳になった幼児）から入所できます。ただし、地域や園の方針により、幼稚園によっては、2年保育（4・5歳児のみ入所）や1年保育（5歳児のみ入所）しか行っていない園もあります。また、保育所に入所できるのは、保護者の就労や病気などの理由で「保育を必要とする」0歳から就学前の5歳児（誕生日を迎えると満6歳）までです。

設置資格、保育者資格

幼稚園は、国・地方公共団体および学校法人等が設置者となります。一方、保育所を設置できるのは、地方公共団体および社会福祉法人等であることが原則です。しかし、近年では、「保育の市場化」^{*}により、営利法人や学校法人等による設置も認められるようになりました。

幼稚園の保育内容とその基準は「幼稚園教育要領」、保育所では「保育所保育指針」において定められています。幼稚園教諭には「幼稚園教諭普通免許状」が、保育所の保育士には「保育士資格」が必要です。

近年、幼稚園と保育所の機能の一体化（幼保一元化）や、幼稚園と保育所の施設共用化（幼保一体化）などが積極的に進められ、2006（平成18）年10月より「認定こども園」^{**}が設けられました。

また2010（平成22）年6月には、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」が幼稚園、保育園、認定こども園を「こども園」^{***}に一体化することを公表し、さらに同年11月に素案が明らかになりました。当初は幼稚園と保育所の制度廃止を前提に、すべてを「こども園」に統合する案を打ち出していましたが、関係者の反発が強いため、幼稚園、保育所を残す「残存案」など5つの案を示しました。その後、子ども・子育て関連3法案^{****}が2012（平成24）年に可決・成立し、消費税が8%に引き上げられた2015（平成27）年4月に本格施行されました。新たに誕生した認定こども園は、2022（令和4）年4月1日現在で9,220園設置されています。

このように、基本となる概念に違いはありますが、幼稚園実習・保育所実習では、保育の現場で日々幼児とどのように接したらよいのかを実践的に学びます。幼稚園・保育所・認定こども園の実習については、本書のPart 4にくわしく書かれていますので、熟読して準備を進めましょう。

* 社会福祉に対する規制緩和のもと、保育所の運営主体として営利法人が認められるようになった。

** 就学前の児童の教育・保育を一体的に行う機能と、地域の子育て支援の実施機能とを備えた施設。幼稚園の入所児が少ない一方で、都市部の保育所では待機児童が多いという実態を解消するため、保育所と幼稚園両方の機能をもつ施設として設置された。しかし、所管が厚労省と文科省とに分かれていたこと、また施設の目的も「親の就労支援」「幼児教育」と異なっていたため、当初は政府が目標としていた2,000園には届かなかった。なお、2023（令和5）年度より認定こども園は保育所とともに「こども家庭庁」の所管である（24ページコラム参照）。

*** 保育所、幼稚園、認定こども園を一体化しようとした施設。2013（平成25）年から実施する予定であったが、見送られた。

**** 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（195ページ参照）